

第五十一号議案

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年六月十九日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区育成室条例の一部を改正する条例

江戸川区育成室条例（平成二十三年七月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

江戸川区臨海育成室

江戸川区臨海町二丁目二番二号

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 江戸川区臨海育成室の利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

（説明）

江戸川区臨海育成室を新たに設置する必要があるため、本案を提出いたします。